

## 愛知学院大学宗教法制研究所規程

昭和33年5月16日施行

### (名 称)

第1条 本研究所は、愛知学院大学宗教法制研究所と称する。

### (場 所)

第2条 本研究所は、これを愛知学院大学法学部に設置する。

### (目 的)

第3条 本研究所は、宗教法制に関する総合的研究を行い、わが国斯界の発展に貢献することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本研究所は、下記の事業を行う。

- (1) 宗教に関する法令、判例、学説等の組織的研究
- (2) 前号の研究成果の出版
- (3) 宗教法制に関する図書、資料の蒐集並びにその利用に関する便益の供与
- (4) 宗教法制に関する調査
- (5) 宗教法制に関して生ずる問題の法律相談
- (6) 本研究所の設立目的を達成するに必要なその他の事業

### (組 織)

第5条 ① 本研究所に、所長、副所長、幹事、所員及び事務職員を置く。

② 本研究所に、前項のほか研究に専従する研究員を置くことができる。

### (紀 要)

第6条 ① 本研究所の刊行する紀要に、論文などの著作物を執筆した者（以下「執筆者」という）は、本研究所又は本研究所の委託する者が、電子化した著作物をインターネット上で公開することを許諾した物とする。ただし、執筆者が、紀要の発行前に、反対の意思表示をした場合は、この限りでない。

② 執筆者が、自ら又は他人に委託して、電子化した著作物をインターネット上で公開することは、これを妨げない。

### (所 長)

第7条 ① 所長は、所員会議の議を経て、所員たる本大学法学部教授の中から、学長これを委嘱する。

② 所長は、本研究所を代表し、研究及び事務全般を統轄する。

### (副所長)

第8条 ① 副所長は、所員会議の議を経て、所員の中から、所長これを委嘱する。

② 副所長は、所長の職務を補佐し、所長事故あるときは、これに代るものとする。

**(幹事)**

**第9条** ① 幹事は、所員会議の議を経て、所員の中から、所長これを委嘱する。

② 幹事は、所長の命を受け事務を掌理する。

**(所長、副所長、幹事の任期)**

**第10条** 所長、副所長及び幹事の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

**(所員)**

**第11条** 所員は、本大学専任教員の中から、所長これを委嘱する。

**(研究員)**

**第12条** ① 研究員は、本大学専任教員以外の者から、所長これを委嘱する。

② 研究員の任期は、1年とし、これを更新しうるものとする。

**(所員会議)**

**第13条** ① 本研究所に、重要事項を審議するため、所員会議を置く。

② 所員会議は、所長がこれを招集する。

③ 所員会議は、所長、副所長、幹事、所員をもって構成し、所長はその議長となる。

**(運営委員会)**

**第14条** ① 本研究所に、第4条に定める事業の企画、運営のため、運営委員会を置く。

② 運営委員会は、所長、副所長、幹事、運営委員をもって構成する。

③ 運営委員は、所員会議の議を経て、所員の中から、2名選出する。

④ 運営委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

**(事務部)**

**第15条** ① 本研究所事務の円滑なる運営を図るため、事務部を設ける。

② 事務部は、幹事及び事務職員をもって構成する。

**(経費)**

**第16条** 本研究所の経常費は、愛知学院大学の年間研究費予算その他をもってこれに充てる。

**(規程改正)**

**第17条** 本規程の改正は、所員会議において所員の3分の2以上の賛同をえ、法学部教授会の議を経て、学長の承認を得ることを要する。

**附 則**

1 この規程は、昭和33年5月16日より施行する。

2 この規程は、昭和38年2月15日より改訂施行する。

3 この規程は、昭和56年7月10日より改訂施行する。

4 この規程は、平成11年2月12日より改訂施行する。

5 この規程は、平成22年6月3日より改訂施行する。

所幹所  
長事員  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃

堅鈴飯石梅小栗黒神小佐杉鈴高  
田木野田川川田野田林藤原木木  
研伸賢倫正正直葉明啓丈慎太郎一  
一智一識美雄樹子桂夫子史敬

所員  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃

高尋永中野波服服原三南村山  
橋木岩谷村多江部部田上川上野  
真慧健太郎悟育正和康嘉  
洋也子毅郎史朗生保隆範司朗